

75歳以上の方へ おしらせします



平成20年4月から

「後期高齢者医療制度」
がはじまります。

平成20年4月から新しい「後期高齢者医療制度」が始まります。これまで「老人保健制度」で医療を受けていた人は、新たに独立した「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

被保険者

熊本県内に住所を有する、75歳以上の全ての人（65〜74歳で障害認定を受けている人）が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。現在加入している国民健康保険の被保険者、健保組合・共済組合等の被用者保険の被保険者及び被扶養者の資格は平成20年3月末になくなり、平成20年4月から後期高齢者医療制度に加入することになります。

保険料

保険料率は原則として県内均一となります。保険料の納め方は、介護保険と同様に、年金から引く「特別徴収」とそれ以外の「普通徴収」があります。（保険料については、広報あそ平成20年1月号に詳しく掲載します。）

保険証

新しい保険証（カード型）が一人に1枚ずつ交付されます。

医療の給付

これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。医療を受けた時は、医療機関の窓口で医療費の1割（現役並み所得者は3割）を支払っていただきます。

今までは医療機関の窓口で保険証と医療受給者証の2枚を提示していましたが、平成20年4からは後期高齢者医療制度の保険証を1枚提示することになります。

■詳しく知りたい方、ご質問のある方はこちらへ

※制度の詳細は、熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページ（<http://www.kumamoto-kouikirengo.jp>）に掲載していますのでご覧ください。

※制度に関するご意見等は、電話又はメールでお寄せください。

〔問い合わせ先〕阿蘇市高齢者支援課老人保健係 TEL.22-3145

メールアドレスkoureisyashien@city.aso.lg.jp

熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL.096-368-6511

メールアドレスkoukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp